

第1回滋賀県男女共同参画審議会 会議概要

1. 開催日時・場所

平成26年8月28日（木） 10:00～12:00
滋賀県庁北新館5-A会議室

2. 出席者委員（五十音順、敬称略）

伊藤 公雄、表 真美、國松 典子、小山 英則、佐々木 克明、佐藤 萌海
新庄 博志、寺嶋 嘉孝、那須 信子、廣瀬 香織、堀 裕子、山添 智子

3. 議事等

- 各委員自己紹介
- 会長の選出
男女共同参画審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、伊藤公雄委員が会長に選出された。

（1）男女共同参画審議会の運営について

- 会長代理の指名
男女共同参画審議会規則第2条第3項に基づき、会長から表委員が会長代理に指名された。
- 審議会の設置について
男女共同参画推進条例に基づく県の附属機関であること、審議会の仕事等について、事務局から説明。
- 会議の公開・非公開について
「附属機関の会議の公開等に関する指針」「傍聴要領」に基づき、事務局から説明し、原則公開を確認。
- 苦情処理専門部会委員の設置について
「苦情処理の専門部会の設置について」「男女共同参画に関する施策苦情処理要綱」に基づき、事務局から説明。
- 苦情処理専門部会委員の指名について
「苦情処理の専門部会の設置について」第2に基づき、会長から亀井委員、國松委員、小山委員、津止委員が指名され、会長を含め5名に決定。

（2）滋賀県の男女共同参画の現状について

（会長） 今期の審議会は、計画の改定がミッションとなっている。まず、滋賀県の男女共同参画の現状を共有しておきたい。事務局から説明されたい。

- (事務局) 資料2～6に基づき、下記事項について説明
- ・滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～について
 - ・滋賀の男女共同参画の現状、課題について
 - ・平成25年度新パートナーしがプランの進捗状況について
 - ・平成26年度男女共同参画関連事業について
 - ・滋賀県立男女共同参画センター事業について
- (会長) 男女共同参画センターの総合相談の合計2,592件のうち、DVが関わる相談は何件か。
- (事務局) DVが関わる相談件数は、555件となっている。
- (委員) 県立男女共同参画センターの運営は指定管理か直営か。
- (事務局) 直営である。センターは県内の男女共同参画の推進を支援するための拠点施設という位置づけの中で、県の施策との一体的な運営が求められるが、現状では、そうした運営をお任せできる団体が見いだせない状況にあることから、当面は県による直営を継続することが適切と考えている。
- (委員) 県立男女共同参画センターの専門相談では、離婚に関する相談が多いが、弁護士による相談で解決に至らない場合は、どのように対応されるのか。
- (事務局) 弁護士による専門相談は、限られた時間での無料相談であることから、その場で解決に結びつけることは難しく、今後の解決に向けた入り口での支援という位置づけで行っている。
- (委員) 県立男女共同参画センターは、県立婦人センターとして設置された沿革もあるかと思うが、女性に対する支援が多く、男性に対する支援の部分があまり見えない。
- (事務局) 男性に対しても、女性に対しても男女共同参画は必要なことであり、これまでから男性向けの講座等も開催している。現状として、女性に対する支援がより必要な状況であることから、女性のチャレンジ支援などに重点的に取り組んでいるところではあるが、今後も男性を対象とした事業は行っていきたい。
- (委員) 社員の中にもいろいろと家庭の事情があり、仕事にも大きく影響することから、毎年、年始めには今年も平凡でありたいね、と言っている。実際、社員には、介護等で悩んでいるものも多い。それと、地域の中でシングルマザーが増えていると感じている。多くは女性が子どもを引き取っている一方で、就業が難しい。そうした女性に対する支援も必要だと思う。

(事務局) 県では、子育てしながら就労したい、働きたい女性に対して、滋賀マザーズジョブステーションで支援を行っている。対象はシングルマザーの方だけではないが、働きたい女性に対する就労相談や職業相談、職業紹介を行っている。また、「何か始めたいが、どうしたらよいかわからない」という女性に対しては、社会参画するきっかけづくりの講座等を開催している。

(委員) 当社では、母子家庭のスタッフが多いが、これまでマザーズジョブステーションの利用者はいない状況だったので、マザーズジョブステーションを紹介することで、スタッフにも利用をしてもらいたいと思っている。

(会長) 情報が必要な人に届かないという問題は、日本の行政にはまだまだあると思うし、以前からの課題であるので、本審議会でも議論ができればと思う。

(委員) 潜在的に家庭にいる女性の力を活かす取組をされていることがよくわかった。私の子どもは、現在子育て中で家庭にいるが、そうした家庭にいる女性に対して、マザーズジョブステーションなどの取組をどのように情報提供されているのか。

(事務局) マザーズジョブステーションについては、案内パンフレットを市町の男女共同参画担当課や男女共同参画センターに配布するほか、乳幼児健診が行われる市町の保健センターにも配布している。また、新聞報道等にも取り上げてもらうなど、様々な機会をとらえてPRをしている。

(委員) 今回、改めて詳しい情報をいただき、活発に様々な事業をされていることがわかったが、そうした事業の効果が若い人に対しては出てきているのか。

(事務局) 滋賀県では、小・中・高校を対象に、男女共同参画の副読本を毎年配布しており、若者の男女共同参画の学習経験や理解は進んでいると考えている。一方で、20歳代女性で、固定的な性別役割分担意識が高まっている傾向もあり、平成23年度には本審議会でも若年者の意識について検討をいただいた。

(3) 今期の活動方針について

(事務局) 資料7、8に基づき下記事項について説明。

- ・第7期男女共同参画審議会運営スケジュールについて
- ・男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査について

(会長) 今期の審議会は、新しいプランを策定するための答申づくりが重要な仕事となるが、そのための資料として意識調査が実施されている。プランの答申に向けた流れ等について質問があればお願いしたい。

(委員) 国の第4次男女共同参画基本計画がそろそろ検討される時期と思うが、早めに情報等を収集してほしいと思う。

(会長) 国も県とほぼ同じペースで次期計画の策定を進められるが、国で新しい動きが出てくると、できるだけそれを県にも取り入れていく必要も出てくる。来年の春ぐらいには、国の次期計画の輪郭が見えてくるのではないかと思う。できるだけ情報は収集していただきたい。

(委員) 前期の審議会で男性が長時間労働で地域社会に参画しづらいという話があったが、実際は女性の方が地域活動をする時間がなくて、男性の方がやっているのではないかという実感があり、地域の中での男女共同参画についてモヤモヤしている。女性消防団や婦人会などはジェンダーではないのかなど、疑問点が地域には転がっており、もっと具体的に地域の中での男女共同参画を掘り下げる機会はないのかと感じている。

(会長) 重要なお意見である。自治会の会長は男性が多いが、実際に自治会で動いているのは女性が多いというジェンダー格差もあるかと思う。

(4) その他

(事務局) その他の資料に基づき、下記事項を説明。

- ・「日本再興戦略」改訂2014について
- ・仕事と子育て両立支援策提言書について
- ・若年者の男女共同参画に関する意識についての検討結果について

(会長) その他資料の「男性にとっての男女共同参画」に関する提言は、前期の本審議会で取りまとめたもの。男性は悩みがあるものの、相談しない人が多いことや、男性の若い世代の意識は変わり始めている傾向があり、世代間ギャップがあることがわかった。この調査で一番の発見は、個人はかなり男女共同参画の方向に意識が向いているが、世間ではまだまだそうではないという形でエクスキューズしている雰囲気がデータからわかったこと。男女共同参画を進める上で、女性への支援が重要になると思うが、男性の意識や生活態度も同時に変えていかないとうまくいかない。今期の審議会でもそうした部分をうまく取り入れて進めていければと思う。

(事務局) 次回、第2回審議会は10月30日木曜日に開催を予定している。詳細は、おつて連絡させていただく。以上をもって、第1回審議회를終了させていただく。